

横須賀市奨学支援金支給要綱

(目的)

第1条 この要綱は、奨学生に対し奨学支援金を支給することにより進学及び修学を奨励し、もって教育の機会均等に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨学生 高等学校等に進学し、又は修学する意欲を有するにもかかわらず、経済的理由により進学又は修学が困難な者として教育委員会が認める者をいう。
- (2) 高等学校等 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する高等学校（通信制、専攻科及び別科を除く。）、中等教育学校（後期課程に限る。）（専攻科及び別科を除く。）及び高等専門学校（第3学年までに限る。）をいう。
- (3) 奨学支援金 進学又は修学に当たって必要な学資（授業料及び入学金を除く。）の援助のために支給する支援金をいう。

(支給対象者)

第3条 奨学支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市に住所を有する世帯に属する者
- (2) 次に掲げる奨学生

ア 修学支援金（高等学校等に修学するに当たって必要となる教材費等の助成）住民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から、市町村民税の調整控除額（地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の6の規定による所得割の調整控除の額をいう。以下同じ。）（所得割の納税義務者が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の市（以下「指定都市」という。）の区域内に住所を有する場合にあっては、当該額に4分の3を乗じて得た額）を控除した額が51,200円未満である世帯（生活保護受給対象世帯又は保護者等全員の道府県民税所得割及び市町村民税所得割が非課税である世帯を除く。）に属する高等学校等に在籍している者（留年した者及び特待制度等により教材費等の費用の免除又は給付を受けている、又は受ける予定がある者を除く。）

イ 入学支援金（高等学校等に進学するに当たって必要となる入学準備のための費用の助成）住民税の課税標準額に100分の6を乗じた額から、市

町村民税の調整控除額（所得割の納税義務者が指定都市の区域内に住所を有する場合にあっては、当該額に4分の3を乗じた額）を控除した額が51,200円未満である世帯（生活保護受給対象世帯を除く。）に属する高等学校等への入学を許可された者（特待制度等により入学準備のための費用の免除又は給付を受けている、又は受ける予定がある者を除く。）

（3）この要綱の規定による奨学支援金と同様の趣旨の他の給付金等の交付（神奈川県高校生等奨学給付金（以下「県給付金」という。）を除く。）を受けていない者及び受ける予定がない者

（4）留年していない者（修学支援金に限る。）

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特別な事由があると認めたときは、奨学支援金を支給することができる。

（奨学支援金の額）

第4条 奨学支援金の額は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）修学支援金 30,000円（国籍等要件により県給付金の支給の対象とはならない者にあっては80,000円）

（2）入学支援金 60,000円

（支給の時期及び回数）

第5条 奨学支援金の支給の時期及び上限の回数は、1人の奨学生につき、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時期及び上限の回数とする。

（1）修学支援金 高等学校等在籍中に年1回とし、通算3回まで（定時制の高等学校等に通う奨学生にあっては、4回）

（2）入学支援金 高等学校等に入学する前の1回まで

（支給の申請）

第6条 奨学支援金の支給を受けようとする者は、電子申請システム（e-kanagawa）による申請又は申請書に次の書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

（1）世帯全員の住民票の写し（特定個人情報に記載されていないものに限る。）

（2）市民税・県民税課税所得証明書その他の住民税の課税標準額及び市町村民税の調整控除額並びに当該世帯において扶養する人数を公的機関が証するものとして教育委員会が認める書類

（3）その他教育委員会が必要と認める書類

（支給の決定の取消し）

第7条 奨学生が支給時において次に掲げる事項に該当する場合は、奨学支援金

の支給の決定を取り消すことができる。

(1) 傷病等のため進学又は修学の見込みがないとき。

(2) 退学、停学等の処分を受けたとき。

(3) 奨学支援金を必要としない理由が生じたとき。

(4) 市外に転出したとき。

(届出)

第8条 奨学生が次の事項に該当する場合は、直ちに教育委員会にその旨を届け
出なければならない。

(1) 休学、復学、留学、転学又は退学をしたとき。

(2) 奨学支援金を必要としない理由が生じたとき。

(3) 住所、身分その他の事項に異動があったとき。

(返還)

第9条 偽りその他不正の手段により奨学支援金の支給を受けた者は、既に支給
を受けた奨学支援金を返還しなければならない。

(その他の事項)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(旧要綱の廃止)

2 横須賀市奨学金支給要綱（昭和41年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年8月25日から施行する。